

刈谷市会計年度任用職員登録制度のご案内

刈谷市では、会計年度任用職員として市役所などで勤務していただける方を随時募集しています。

1 登録制度について

◇会計年度任用職員とは

改正地方公務員法第22条の2（令和2年4月1日施行）に基づき採用される職員です。補助的な業務を担当し、任期は最長1年間です。勤務時間や勤務日数などの勤務条件については多くのバリエーションがありますので、希望する働き方に合わせた選択が可能です。

※会計年度…毎年4月1日から翌年3月31日までの期間のこと

◇登録制度とは

市役所などで会計年度任用職員として勤務していただける方にあらかじめ登録をしていただき、必要に応じて登録者の中から条件にあう方を選考し、採用する制度です。登録は随時受付します。

❖注意事項❖

採用は業務発生状況等に応じて随時行いますので、ご登録いただいた場合でも採用されないことがあります。

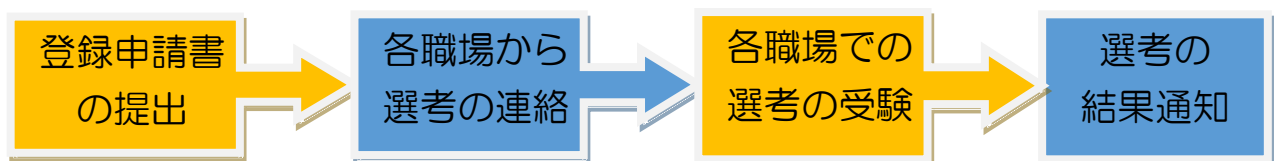
書類審査のみで面接に至らなかった場合についてはご連絡いたしません。

会計年度任用職員は、登録者からの選考以外にも、ハローワーク等を通じて直接募集することがあります。

登録の有効期間は登録した会計年度期間内であり、毎年登録が必要です。（内容変更、登録削除はそれぞれ届出が必要です。）

2 登録方法について

◇登録及び選考の流れ



（１）登録申請書の提出

刈谷市会計年度任用職員登録申請書に必要事項を記入して下記まで提出してください（郵送可）。

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1-1 総務部人事課 会計年度任用職員登録担当

※登録申請書については刈谷市役所にて配布しているほか、刈谷市ホームページからダウンロードできます。（ダウンロードしたものを使用する場合は、A4判用紙に片面または両面で印刷してください。）

※登録が完了したことについては特にお知らせしませんのでご了承ください。

（２）各職場から選考の連絡

各職場において登録申請書の記載事項を確認し、任用しようとする条件に合致する方に対して個別に選考の連絡をします。選考は面接及び書類選考によります。連絡の際に受験の意思を確認し、面接の期日を決定します。

※ご連絡する職場の業務内容、勤務条件または任用開始時期がご希望のものと異なる場合もあります。

（３）各職場での選考の受験及び結果通知

各職場から指定された期日及び場所にて面接を受けていただきます。面接及び書類選考の結果に基づいて任用の可否を決定し、結果を通知いたします。

※受験を辞退された場合及び選考の結果任用されなかった場合にも、登録は当該会計年度期間内は有効ですので、引き続き各職場から選考の連絡が入ることがあります。登録有効期間中に登録を削除したい場合は、登録削除届を提出してください。

3 勤務条件について

刈谷市が募集する具体的な職と勤務条件については刈谷市会計年度任用職員一覧表のとおりです。

共通する項目については以下のとおりです。

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項	
任用期間	1年以内（任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で所属長が定める期間）	
試用期間	1か月（条件付採用）	
募集職種	● 一般行政事務に従事する職種 ● 知識経験を要しない定例的な事務補助業務又は単純な労務に従事する職種 ● 専門的な知識経験を要する業務に従事する職種	詳細は刈谷市会計年度任用職員一覧表を確認してください。
勤務日	週5日以内	
勤務時間	週38時間45分未満	
勤務場所	市役所本庁舎、各支所、保健センター、図書館など市内各施設	
給料・報酬	単価については「刈谷市会計年度任用職員一覧表」を確認してください。 ※本市職員としての職務経験がある場合、一定の範囲で加算があります。 ※時間外勤務があった場合も報酬として支給されます。	
諸手当	期末・勤勉手当（一定の条件に当てはまる場合に支給します。） 通勤に係る費用弁償	
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ※職場によっては異なることがあります。	
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、子の看護等休暇、忌引など）	
社会保険	勤務条件等に応じて健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。	

公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	地方公務員法の適用を受けるため、守秘義務、職務専念義務等が課されます。

4 その他

◇登録ができる方は次のいずれにも該当しない人です。（地方公務員法第16条）

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 刈谷市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◇令和8年12月25日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の対象となる施設等において、犯罪事実確認の対象となる業務に従事する職については、同法に基づき、特定性犯罪の前科がないこと（特定性犯罪事実該当者でないこと）を採用条件の1つとします。なお、当該職に採用される場合は、同法に基づく犯罪事実確認の対象となり、犯罪事実確認に必要な手続を行っていただきます。

◇提出された登録申請書については返却いたしません。また、登録申請書に記載された内容は会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。

◇会計年度任用職員として登録または任用されていても、刈谷市の常勤職員または任期付職員の採用試験を受験することは妨げられません。

◇会計年度任用職員として登録または任用されていることは、常勤職員または任期付職員の採用試験において何らの優遇措置を与えるものではありません。

◇会計年度任用職員は年度ごとに登録が必要です。翌年度も登録を希望する場合は、年度末に下記連絡先までご連絡ください。（連絡がない場合は、登録終了とさせていただきます。）

◇刈谷市では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止しています。面接その他の求職活動において、セクシュアルハラスメントに関するお困りごとがありましたら、総務部人事課にご相談ください。相談者のプライバシーに配慮し、相談したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

【登録についての問合せ先】

刈谷市役所 総務部人事課人事給与係

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

電話番号：0566-62-1002

刈谷市 会計年度任用職員

検索

